

1 2 住民の避難対策

(1) 住民の避難対策の教訓

ア 発災時の都外避難者への情報伝達

今回の震災では、東北3県（岩手、宮城、福島）から多数の避難者が県外に避難しており、被災自治体が住民の避難動向を十分に把握できず、避難者に対する情報提供に苦慮する状況が生じた。

発災後には、被災証明手続き等の各種公的手続きや被災地の復興状況等に関する情報を被災者に的確に伝える必要がある。

首都直下地震の発災時には多くの都民が東京から一時的に離れることも予測されることから、都外に避難した者への情報提供の方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

イ 避難所のすみ分け

今回の震災では、都内における被害が限定的であったことから、94,001名の帰宅困難者を、地域住民用の避難所を含む1,030の施設で受け入れた。

しかし、首都直下地震の発災時には、多数の地域住民が避難するため、帰宅困難者を地域住民用の避難所に受け入れることにより、混乱が生じることも懸念される。特に、平日昼間の発災であれば、避難所となる学校には児童・生徒もおり、更なる混乱が生じる。

このため、既存の避難所における地域住民と帰宅困難者のすみ分けのあり方について検討しておくことが必要である。

ウ 避難所の衛生管理

避難所では、個別に隔離された空間が少なく、かつ多くの方が集団で生活することから、感染症等が発生すると、避難所全体にまん延してしまうリスクがある。

今回の震災でも、都は感染症対策のため、手指消毒薬を現地の避難所に送っている。

発災後は、断水等の影響から、手洗いやうがい等が困難となることも見込まれるため、避難所における衛生管理が確実に行われるよう対策を検討する必要がある。

エ 外国人への情報提供

東京都内に在住する外国人は、194カ国422,226人（平成23年1月1日現在）にのぼり、年々増加している。

都は、これまでも語学ボランティアによる外国人への情報提供をしてきており、今回の震災においては、防災（語学）ボランティアによる、外国人のための専用ダイヤルを開設して対応した。しかし、電話での相談訓練のみで立ち上げ訓練は実施

していなかったことなどから、迅速な立ち上げができたとは言い難い。
今後は、震災時の情報発信を迅速かつ正確に提供できる体制が必要である。

オ 動物救護活動

今回の震災では、避難所に飼育動物を同行する人が多く、避難所等を含めた周辺環境の衛生管理・危害防止の観点から、動物の受入れ体制を整備することが必要となった。また、飼い主が同行避難できず放浪動物となった場合、改めて捕獲収容することは大変困難であった。

首都直下地震においては、非常に多くの被災動物の発生が想定されることから、避難所等を運営する区市町村、関係団体と連携を強化し、動物の受入れ体制の整備や動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討することが必要である。

避難誘導から避難所生活までを見据えた、住民の避難対策の再構築が必要

- 発災時の都外避難者への情報伝達
都外に避難した者への情報提供の方法を検討しておくことが必要
- 避難所のすみ分け
発災時において、既存の避難所における地域住民と帰宅困難者の避難所のすみ分けのあり方について検討することが必要
- 避難所の衛生管理
避難所における衛生管理を確実に実施するための対策を検討することが必要
- 外国人への情報提供
迅速かつ正確に情報提供できる適切な体制が必要
- 動物救護活動
避難所等における動物の受入れ体制や動物収容施設の確保も含めた動物救護体制について検討することが必要